

わがまち特例一覧（1ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
家庭用保育事業の用に供する家屋および償却資産	1/2	家屋償却資産	-	期限なし	事業の認可を受けたことを証する書類	地方税法第349条の3第27項 唐津市税条例第61条の2第1項	
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋および償却資産						地方税法第349条の3第28項 唐津市税条例第61条の2第2項	
事業所内保育事業の用に供する家屋および償却資産（ 利用定数5人以下 ）						地方税法第349条の3第29項 唐津市税条例第61条の2第3項	利用定数が6人以上では非課税の対象。
企業主導型保育事業の用に供する固定資産	1/2	土地家屋償却資産	H29.4.1 ～ R6.3.31	補助を受けた年の翌年度から5年間	児童福祉法に基づく県知事への届出書、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けたことを証する書類、保育施設の図面等	旧地方税法附則第15条第32項 旧唐津市税条例附則第10条の2第13項	

わがまち特例一覧（2 ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	1/3	家屋	R 5.4.1 ～ R 9.3.31	当該工事が完了した翌年度から1年間	大規模の修繕等証明書、過去工事証明書、修繕積立金引上証明書（管理計画認定マンションの場合）、管理計画認定通知書（管理計画認定マンションの場合）、助言・指導内容実施等証明書（助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合）	地方税法附則第15条の9の3第1項 唐津市税条例附則第10条の2第17項	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3	家屋	H27.4.1 ～ R 9.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から5年間	サービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類、建設費の補助を受けていることを証する書類	地方税法附則第15条の8第2項 唐津市税条例附則第10条の2第16項	

わがまち特例一覧（3ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
水質汚濁防止法の特 定施設に係る汚水ま たは廃液の処理施設	1/2	償却 資産	R 6.4.1 ～ R 8.3.31	期限なし	特定施設設置届書・受理 書、汚水または廃液処理設 備であることがわかる書類	地方税法附則第15条 第2項第1号 唐津市税条例附則第 10条の2第1項	H 26.4.1～H 30.3.31に取得された場合、 特例割合は1/3。 H 30.4.1～R 6.3.31に取得された場合、 特例割合は1/2。
下水道法の下水道除 害施設	4/5	償却 資産	R6.4.1 ～ R 8.3.31	期限なし	除害施設計画承認申請書、 検査済証、下水道除害設備 であることがわかる書類	地方税法附則第15条 第2項第5号 唐津市税条例附則 第10条の2第2項	H 27.4.1～R 6.3.31に取得された場合、 特例割合は3/4。
生産性向上特措法第 36条第1項に規定す る先端設備等	0 (ゼロ)	家屋 償却 資産	先端設備 導入計画 認定後 ～ R 5.3.31	新たに固定資 産税が課税さ れる年度から 3年間	先端設備等導入計画の認定 申請書・認定書、工業会等 による仕様等証明書等 ※リース会社が申告する場 合は上記に加え、リース契 約書及び公益社団法人リー ス事業協会が確認した固定 資産税軽減額計算書	旧地方税法附則第64 条 旧唐津市税条例附則 第10条の2第16項	対象となる資産は、生産性向上に資する 指標が旧モデル比で年平均1%以上向上す る下記の設備。 (最低取得価格/販売開始時期) ●機械装置（160万円以上/10年以内） ●工具（30万円以上/5年以内） ●器具備品（30万以上/6年以内） ●建物附属設備（60万以上/14年以内） ●構築物（120万以上/14年以内） ※事業用家屋については、取得価額の合 計金額が300万円以上の先端設備とともに 導入されたもの。

わがまち特例一覧（4 ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
太陽光発電設備 (1,000kw未満) FIT・FIP認定外	2/3	償却資産	R 6.4.1 ～ R 8.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から3年間	各種補助金等(右記参照)の交付決定通知書、電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条第25項第1号イ 唐津市税条例附則第10条の2第3項	対象となる資産は、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※1）又は認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※2）。 ※1 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kw未満の設備 ※2 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kw以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く） ①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る） ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る） ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資
太陽光発電設備 (1,000kw以上) FIT・FIP認定外	3/4					地方税法附則第15条第25項第3号イ 唐津市税条例附則第10条の2第8項	
風力発電 (20kw未満) FIT・FIP認定	3/4				経済産業大臣が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、	地方税法附則第15条第25項第3号ロ 唐津市税条例附則第10条の2第9項	対象となる資産は、風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る）。 H 28.4.1～H 30.3.31に取得された場合、特例割合は2/3。 H 30.4.1～R 6.3.31に取得された場合、20kw未満の特例割合は3/4。 20kw以上の特例割合は2/3。
風力発電 (20kw以上) FIT・FIP認定	2/3				電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条第25項第1号ロ 唐津市税条例附則第10条の2第4項	

わがまち特例一覧（5 ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
水力発電設備 (5,000kw未満) FIT・FIP認定	1/2	償却 資産	R 6.4.1 ～ R 8.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から 3年間	経済産業大臣が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、 電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条 第25項第4号イ 唐津市税条例附則第 10条の2第11項	対象となる資産は、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る）。 H 28.4.1～H 30.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。 H 30.4.1～R 2.3.31に取得された場合、5,000kw未満の特例割合は1/2。
水力発電設備 (5,000kw以上) FIT・FIP認定	3/4					地方税法附則第15条 第25項第3号ハ 唐津市税条例附則第 10条の2第10項	5,000kw以上の特例割合は2/3。 R2.4.1～R 6.3.31に取得された場合、5,000kw未満の特例割合は1/2。 5,000kw以上の特例割合は3/4。
地熱発電設備 (1,000kw未満) FIT・FIP認定	2/3					地方税法附則第15条 第25項第1号ハ 唐津市税条例附則第 10条の2第5項	対象となる資産は、地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る）。 H 28.4.1～H 30.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。
地熱発電設備 (1,000kw以上) FIT・FIP認定	1/2					地方税法附則第15条 第25項第4号ロ 唐津市税条例附則第 10条の2第12項	H 30.4.1～R 2.3.31に取得された場合、1,000kw未満の特例割合は2/3。 1,000kw以上の特例割合は1/2。

わがまち特例一覧（6ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
バイオマス発電設備 (10,000kw以上 20,000kw未満) FIT・FIP認定	2/3	償却 資産	R 6.4.1 ～ R 8.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から 3年間	経済産業大臣が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、 電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条 第25項第1号ニ 唐津市税条例附則第 10条の2第6項	対象となる資産は、バイオマスを電気に 変換する特定再生可能エネルギー発電設 備（認定を受けたものに限る）。 H28.4.1～H30.3.31に取得された場合、 特例割合は1/2。
バイオマス発電設備 (10,000kw未満) FIT・FIP認定	1/2					地方税法附則第15条 第25項第4号ハ 唐津市税条例附則第 10条の2第13項	H30.4.1～R2.3.31に取得された場合、 10,000kw未満の特例割合は1/2。 10,000kw以上20,000kw未満の特例割合は 2/3。
特定バイオマス発電 設備 (10,000kw以上 20,000kw未満) FIT・FIP認定	6/7					地方税法附則第15条 第25項第2号 唐津市税条例附則第 10条の2第7項	対象となる資産は、FIT・FIP制度の 「 一般木質バイオマス・農産物の収穫に 伴って生じるバイオマス固体燃料 」区分 に該当する、特定再生可能エネルギー発 電設備（認定を受けたものに限る）。